

江戸時代庶民の法的知識・技術（二）

—飛騨国を中心に—

中舎 林太郎

第一章 序論

第一節 先行研究の動向

第二節 研究の目的・対象

第二章 法的知識・技術の担い手

第一節 法律専門職的職業

第二節 その他の法的知識・技術の担い手（以上、二三三二号）

第三章 法的知識・技術の利用

第一節 文書作成技術

第二節 交渉技術

第三節 法廷技術（以上、本号）

第三章 法的知識・技術の利用

第一節 文書作成技術

第三章 法的知識・技術の利用

第一節 文書作成技術

出入筋の訴訟においては、訴状の受理不受理が決められる目安糺が大きな閑門であった。目安糺では、裁判管轄、公事銘、出訴口数、金銀出入における最低出訴額などが審査されていたことが、先行研究により明らかになつてい⁽¹⁾る。しかし、単に出訴要件を備えているかどうかというだけではなく、文章の巧拙で、訴状の受理不受理が左右されることがあつた。

一例として、高山の町年寄がつけていた『町年寄日記⁽²⁾』に収録されている文政元年（一八一八）、飛驒国高山三之町村の糸商人、荒木屋半十郎が京都の糸問屋と争つた事例にもそれをみることができる。荒木屋半十郎は、京都の糸問屋を相手取り江戸の勘定所へ訴え出るべく、高山陣屋に願い出た。しかし、江戸の勘定所から京都町奉行所へ照会をおこなつたところ、その件に関しては「先達而奥飛驒惣代の者罷越一件内済いたし候⁽³⁾」と、すでに内済が整い、済口証文も取り交わしているため、改めて訴え出たところで受理は難しい旨、京都町奉行所から回答があつたと、一月十四日、高山陣屋の役人石川宇右衛門に言い渡された。それでも、半十郎は、再度江戸の勘定所へ伺つてほしいと嘆願を続けた⁽⁴⁾。二月十日になり、この月の町年寄月番、屋貝権四郎に糸問屋の者が呼び出され、「三之町半十郎より糸物の義ニ付、度々御願申上候処、江戸表より糸物送り候者多有之候ニ半十郎壹人ニ而右体相願儀、何連糸物送方問屋方義委細書付を以申上候様被仰聞候⁽⁵⁾」と、糸の取引をしているのは半十郎のみではないのに、半十郎ひとりのみが願い出ているが、高山の糸問屋の詳細について書面で申し出るようになると江戸から命じられたこと

を伝えられている。これを受け、半十郎は十一日糸を扱う商人の名簿を提出したうえで、翌十二日には高山陣屋へ口上書を提出している。⁽⁶⁾

乍恐口上書を以奉申上候

今般三之町半十郎義糸売捌方ニ付、難渋罷成候趣御願申上候由、依之当国同商売の義半十郎十統主取極候者共半十郎同様の難渋の筋有之候哉旨、御尋被仰付奉畏候、然処京都糸問屋中取捌方、連々悪敷罷成、既ニ問屋へ早々仕失ひ、問屋中へ買取候振合罷成、自然と御国益を失ひ候筋ニ成行候ニ付、酉年惣代を以問屋中へ応対の上、已後問屋中取捌方仕方取極候者、古来より問屋定式の取捌方ニ立戻候様掛け合、荷主のもの共京都糸問屋町買人立会の上、値段応対仕、問屋へ定式諸懸り物相渡候仕法ニ御座候得者、私共右仕法ニふかく難渋の筋、曾而無御座候哉ニ奉存候、右御尋の趣、乍恐書付を以奉申上候、以上

文化十四丑年二月

為登糸稼人 一同

高山御役所

これを見ると、まず、単なる質問への回答というだけではなく、糸問屋全体が難渋しているということを主張していることがわかる。加えて、「京都糸問屋中取捌方、連々悪敷罷成、既ニ問屋へ早々仕失ひ、問屋中へ買取候振合罷成、自然と御国益を失ひ候筋ニ成行候」と書くことにより、糸問屋の利益問題にとどまらず、この問題は飛騨国の国益に関わるものであることを強調している。

この口上書を受け取った陣屋側は、同日のうちに「糸方一件のもの共書付差出候処、全体半十郎壱人ニ而相願候

義ニ候得共、國中え相懸り御国益筋候得者、徳と熟談いたし今度江戸表相極候義ニ候得は、得其意熟談の上国益ニ可成様ニ取斗書付を以申可出段申聞差遣⁽⁷⁾」とあるように、出訴を認めた。一月の段階では、訴えを受理する様子のなかつた高山陣屋の姿勢が、口上書の提出以降、劇的に変化している。この訴えは、五月に出府の届が受理され、六月八日に出府し、十二月には内済に至る。⁽⁸⁾

この事例では、半十郎個人の紛争ではなく、国益にかかる重大問題であると論理を転換することにより、訴えの受理という、当初の目的を達することができたのである。商人などが役所に提出すべき書類の作成を自ら行うのではなく、法律専門職的職業に従事する者に依頼することはしばしば見られる。

十月八日

米左、齊藤様御目見得ニ付、魚津一件被申上候所、明日明後日手続書付持參北沢家代人同伴ニ而可罷出旨、被仰付添旅宿仕候

十月九日

押上屋ニ而魚津手続次第書付相向い候所、御金荷被差出ニ付、取込ゆえ此日も延引ニ相成申候

十月十日

夜四ッ時迄ニ手続書付出来仕候、筆者何文先生也

十月十一日

齊藤様江一条差上仕候、大賀屋ニ而酒呑申候所、進野様江御披露之由被仰下、其上魚津御懸合被仰下旨之御申出之程添仕合ニ奉存候、則進野様江ハ夕方參ル積リニ御座候、米屋同伴ニ而岩下屋方に鳥渡酒呑候

十月十二日

進野様江参り候所、御金荷ニ付大取込故、明十三日罷出候様被仰聞差控居申候

十月十三日

進野様江御目ニ懸り掛合書御用場江差上申候所、御拝見之上宿へ差控候趣被仰聞相守居申候、就而ハ写書壹冊相認候様被仰聞、押上屋ニ而相認メ申候

十月十四日

写書本書共式冊御役所江差上候所、暫宿へ差控居様被仰聞、七ツ時ニ呼出則御用状被仰付、難有拝受仕候

右の史料は、前章で紹介した飛驒国吉城郡舟津町村の商家、北沢家が弘化三年（一八四六）、高山の筆工押上屋に文書作成を依頼した際に記された日記である。押上屋と北沢家は、取引などを通じて交流があった。⁽¹²⁾ 本史料より、北沢家の手代六右衛門が、押上屋に止宿して文書作成を依頼し、何文先生なる者に手続書を作成してもらっていることがわかる。また、「斎藤様江一条差上仕候、大賀屋ニ而酒呑申候所、進野様江御披露之由被仰下、其上魚津御懸合被仰下旨之御申出之程忝仕合ニ奉存候」と、手続書の提出以前に高山陣屋の役人斎藤勝平に手続書を提出し、高山陣屋の元締を務めていた進野礼太郎へ披露した上で、相手方の居所である魚津へ掛け合う旨の内談を行っている。このように、商家が法律専門職的職業に従事する者に文書作成を依頼する例は、他にも挙げることができる。

金子借用証文之事

一 金百三拾両也

右者、先達而貴殿方より借用仕候金子済方期月段々及遲滯候ニ付、此度御訴訟ニ相成何共一言之申証無之候、依之黒田一芳殿相頼段々済方御頼申上候處、格別之以御慈悲年季済ニ御聞済被下千万忝奉存候、然上ハ來辰年より子年迄九ヶ年之間、一ヶ年ニ金拾四両壹分武宋銀四匁壹分五厘宛、毎年九月晦日切急度相済可申候、万々一毫ヶ年ニ而茂相滯候ハバ、本人ニ不相□引請人方より弁金仕、聊御損毛相掛申間敷候、為後日引請人加印之年賦證文、仍如件

天保十四卯年六月

金子借用入中野屋

清 兵 衛印

引請人田中屋

与次右衛門印

右同断塙屋

七 兵 衛印

右同断車屋

伝 四 郎印

飛州舟津町

北沢屋

七左衛門殿

右之通年賦取極通相違無之候間、金子町会所ニ而拙者共年々取立急度相渡可申候、為其致奥印置候、以上

富山肝煎

高木 善兵衛判

長棟 甚左エ門判

大須賀 治三郎判

右之通相違無之候、以上

同所町年寄

中田 傳兵衛判

稻波 長兵衛判

稻垣 藤兵衛判

篠川 甚 助判

稻波三郎右エ門判

富山の商家中野屋は古くから北沢屋より借金をしていた。⁽⁴⁾ 右の史料は、中野屋から北沢屋に差し入れた借用証文であり、天保一四年（一八四三）の時点で既に訴訟が提起されていることがわかる。この証文では、「辰年より予年迄九ヶ年之間、一ヶ年ニ金拾四両壹分武朱銀四匁一分五厘宛、毎年九月晦日切急度相済可レ申候」と九ヶ年賦で借金の支払いをなす事で、内済が成立している。しかし、実際には支払いは滞り、再び訴訟が提起されることとなる。

乍恐以書付奉歎願候

御當所鍛治町中野屋清兵衛、先年貸渡置候金子期月段々相滯候ニ付、去ル天保十四卯年六月御訴訟申上候処、御裁許を以、年季割済ニ被仰渡奉得其意御受申上候、即金子員數別紙証文之通り御座候、然処、翌辰巳年入済有之、午年分金武両余指入残金未年迄及延引ニ、毎度催促茂仕候へ共、彼是申立済方不仕其節既ニ御願申上度奉存候へ共、御用多之御中奉恐入何分下済ニ仕度懸合仕候、中清兵衛手元指支候由ニ而年賦金繰延存候強而賴入有之候故、御難題之御儀相厭無拠、其砌罷出候七左衛門代文助扱を以、去ル未年十二月差引勘定仕改、残金申年より向巳年迄拾ヶ年済之約定ニ付、左候処、去戌秋ニ至又候期月相滯數長逗留仕候、及引合漸十二月中旬、当亥四日渡り之金札四両式分請取之帰国仕候、就右ニ当亥罷出右手形引替相渡し候様數度催促仕候得共、一ツ向取合不申候付、先月十八日引受人中野屋伝兵衛へ相向應対仕候処、今暫ク日延仕吳候様申聞相見合罷在候処、何之返事も不仕候故、同月廿七日催促仕候へ者、翌廿八日止宿へ罷越、又候見合吳候様申聞答向後ニ至候得共、同様何等之返答無五月又々催促仕処、同日夜ニ入罷越今暫延吳候得者、金子入済可申旨申聞、同十六日猶予仕置候得共、今ニ金子相渡不申誠ニ長滯留ニ相成迷惑難渋仕候間、不得止乍恐奉歎願候、右等之訛柄御憐察被為成下清兵衛其外加判之もの共手前御糺、何卒本紙証文之通り済方仕候様、被為仰渡被下候様仕度御慈悲之上を以、右願之通り御詮儀被為仰付被下候ハゞ難有仕合可奉存候以上

嘉永四亥年五月

飛州舟津町

北沢屋

七左衛門代

六右衛門

富山町

御奉行様

右六右衛門奉願通届候所相違無御座候以上

宿古川屋

吉兵衛

この史料は嘉永四年（一八五二）に、北沢家の手代、田尻六右衛門が中野屋を相手取り、北沢屋七左衛門の代人として、借金の返済を申し立てた際の訴状の下書きであり、北沢家の引継書類である「萬日記」に収録されている。^⑩ この六右衛門が作成した下書きに、富山の郷宿古川屋吉兵衛が手を加えて富山藩の勘定奉行所へ提出をしたもののが次の史料である。^⑪

乍以書付奉歎願候

御当所鍛治町中野屋清兵衛江先年貸渡置候金子期月段々相滯候ニ付、去ル天保十四卯年六月御訴訟申上候處、御裁許を以、年季割済ニ被仰渡奉得其意御請申上候、即金子員數別紙證文之通に御座候、然所、翌辰巳式ヶ年入済有之、午年分金貳両余指入残金未年迄及延引ニ、毎度催促茂仕候得共、彼是申立済方不仕、其節既ニ御願申上度奉存候得共、御用多之御中奉恐入何分下済ニ仕度懸合仕候、中清兵衛手元指支候由ニ而年賦金繰延之儀強而頼入有レ之候故、御難題之御儀相厭無拠、其砌罷出候七左エ門代文助扱ヒを以、去ル未年十二月差引勘定仕相改、残金申年より向已年迄拾ヶ年済之約定ニ仕候、左候所、去成秋ニ至り又候期月相滯數日長逗留仕、及引合漸十二月中旬頃、当亥二月

四日渡り金手形四両式分請取之帰国仕候、就右ニ当春罷出右手形引替相渡候様數度催促仕候得共、一向取合不申候ニ付、先月十八日引受人中野屋伝兵衛へ相向応対仕候処、今暫ク日延仕候様申聞相見合罷在候処、何之返事茂不仕候故、四月廿七日催促仕候得ば、翌廿八日止宿江罷越、同様見合吳候様申聞、其後打捨置候ニ付、当月九日又々催促仕候處、同日夜ニ入罷越、今暫ク延吳候得ば金子入済可申旨申聞、同拾六日迄猶豫仕置候得共、今ニ金子相渡不申、誠ニ長逗留ニ相成迷惑至極罷在申候所、前頭奉申上候通、去ル未年格別之用捨茂仕置候所、右様違約仕不實意而已之致方ニ付、不得止乍恐奉歎願候、右等之訛柄御憐察被為下清兵衛其外加判之ものとも手前御糺、何卒去ル天保十四年卯年之本紙証文之通り算勘相立済方仕候様、被為仰渡被下候、御慈悲之上を以、右願之通宜御詮議被為仰付被下候ハバ難有仕合可奉存候以上

嘉永四亥年五月

飛州舟津町

北沢屋

七左衛門代

六右衛門代

富山町

御奉行様

右六右衛門奉願候通り届候所、相違無御座候、以上

宿古川屋

吉兵衛印

両者を比較すると、まず、六右衛門作成の下書きでは「本紙証文」とのみある記載を、郷宿古川屋作成の訴状では、正確な年月日である「去ル天保十四年卯年之本紙証文」と記述している。これにより、主張の根拠をより厳密に確定することを可能としている。また、「同月廿七日催促仕候へ者、翌廿八日止宿へ罷越、又候見合吳候様申聞答向後ニ至候」など事実の羅列のみであった記述に、「前顕奉申上候通、去ル未年格別之用捨茂仕置候所、右様違約仕不實意而已之致方ニ付」という文言を付け加えることにより論点を整理し、主張を明確化していることがわかる。¹⁸ この訴状は、その日のうちに富山藩勘定奉行所へ差し出され、受理されている。

以上見てきたように、文書作成の巧拙により、訴えの受理不受理が左右されることとはまま見られた。庶民はそのような文書作成技術を持ち、活用していたのである。

第二節 交渉技術

江戸時代においては、内済による紛争解決が多くみられた。大平祐一氏は、いくつかの事例を紹介した上で、内済に際して扱人が大きな役割を果たし、彼らが双方を納得させる一定の合理性を持つた判断を行っていたことを示した。¹⁹ 大平氏が紹介した事例の中では、過去の村方議定書や内済証文が、内済にあたっての判断基準として用いられていた。これらは、川除普請における勘定の割合や帳面の引き渡しなどの事例であり、権利関係を争うものである。それでは、権利関係については争いがない場合、例えば、借金の弁済方法について争うような事例においては、扱人はどのようにして当事者を内済に導いたのであろうか。

文政元年（一八一八）五月、高山武之町村小谷屋吉兵衛が中之宿村忠右衛門を相手取って、借金の返済をせまつ

た紛争で、内済に応じるための両者の提示している条件には大きな隔たりがあつた。⁽³⁾吉兵衛は、貸した百二十両のうち、即金であれば五十両にて、分割返済ならば、年期を短くした上で九十両の支払いと勘弁するとしている。一方、忠右衛門は家屋敷を明け渡し、その代わり八十ヶ年賦での支払いという案を提示している。その後、高山陣屋役人田中重内の説得もあって、吉兵衛はついに五月二十日、「当金式拾両ニ而用捨仕候間、熟談内済仕候、依之明日、金調仕候迄日限相懸申候間、日延証文六月中限の願差上申度由ニ申聞候、依之明日否可申出旨、被仰聞候」とあるように、金二十両で勘弁するという条件で内済に応じようとし、明日返答を申し出るとしている。それに加えて、金を工面するのに時間が必要となるため、六月中限りの日延証文を差し上げたい、と述べている。しかし、二十一日になると、吉兵衛は、「忠右衛門心得違の筋有之ニ付、明日まで御日延御願申呉候様申聞候」と、忠右衛門が心得違いをしているので、内済の結論に関する回答について、日延べを申し出ている。一度整いかけた内済が、不調に終わりそうなことに不安を抱いた高山町年寄の川上齊右衛門は、内済の扱人であった郷宿玉屋伊兵衛に相談を持ちかけている。⁽²⁾

一先の吉兵衛一件の儀、何共心元なく存候間、郷宿玉屋呼出、右の段申聞候処何レ内済ニは為仕申度候得共、忠右衛門心違の異見差出申度且吉兵衛へも得と実意を以掛合申度奉存候間、此段御聞届被下置候旨申答候、何レ理解申聞内済及候様得と申聞可然様田中様より被仰渡候

この際、玉屋はいはずれ内済させたいと考えてはいるが、「忠右衛門心違の異見差出申度且吉兵衛へも得と実意を以掛合申度」と述べているように、両当事者に働きかけて、内済を成立させることを考えていると答えていく。ま

た、田中重内よりも内済成立に向けて説得するよう命じられている。この時点では不調に終わりそうにもみえる。しかし、当初、八十ヶ年賦での返済を希望していた忠右衛門は、金額が二十両での支払いになつたとはいえ、一括の返済に応じようとしている。一方吉兵衛も、当初は五十両返済してもらいたいと主張していたところ、二十両で勘弁するといったように態度が変化してきている。これで、両者に内済する意思があると見てとった郷宿玉屋は、翌日内済の条件を整えることに成功する。

一高山武之町村吉兵衛より中之宿村忠右衛門へ相懸り貸金出入一件、段々厚御理解被為仰聞奉恐入候、依之村役人、郷宿等立入訴答え異見差加、吉兵衛勘弁を以、当金式拾五両忠右衛門出金致、百五拾両の年賦証文請取、定を以及内済候積ニ御座候、然處右金高唯今即時ニ調達難相成候ニ付、忠右衛門一先ツ帰村仕、組合の内重立候者共相願可成丈金子調達仕、其上吉兵衛へ及和熟済口証文奉差上度存候間、重々恐多奉存候へ共、何卒來六月中御日延被下置度、訴答連印を以、奉願上候、何分御慈悲の上、御聞済被下置候ハゞ、難有仕合奉存候、以上

高山武之町村

文化十四丑年五月

訴訟人

吉兵衛

中之宿村相手 忠右衛門

高山武之町村組頭

高坂屋

嘉兵衛

洞村 組頭

助左衛門

高山郷宿玉屋

伊兵衛

ここでは、両者の意見を踏まえた内済案が提案され、済口証文を提出したいとの旨、役所へ願い出ていることがわかる。²³郷宿玉屋は、吉兵衛に対しても、「組合の内重立候者共相願可成丈金子調達仕」という形で、一定の支払を受けることを可能とすること、忠右衛門には借金の減額という、双方の妥協できる条件の提示を行っている。客観的な判断基準がない場合にも、扱人である郷宿は、金額・弁済方法などといった実質的な解決案を提示することにより、内済に導くことを可能にしていたのである。

また、庶民の交渉技術としては次のようなものもある。例えば、前章でみた、天明七年（一七八七）、飛騨国大野郡高山二之町の百姓忠次郎・長兵衛が金沢の米仲買人三人を相手取って訴えた事件では、一向に進展しない状況を開拓するため、江戸への出訴を交渉材料として用い、自己に有利な形での内済を成立させることに成功している。

このように交渉にあたって自己に有利な結論を導き出す別の例として、文政元年（一八一八）末に始まった、飛騨国山口村新太郎と式之町村吉兵衛との紛争²⁴がある。この事件において、借金は返済したと主張する吉兵衛と証文があると主張する新太郎の交渉は難航し、文政二年（一八一九）に入ても、解決の見込みが立たなかつた。ここで両者の内済を進めたのが町年寄川上齊右衛門である。

文政二年三月の時点では、吉兵衛は、「壹錢たり共貸請候義無之候、預ヶ金と唱武拾両の古証文を以無体の願候段心外千万ニ御座候」と主張し、「取扱の方へと仕当金五両差上可申候段、其余有之候而ハ、決而出金難仕旨」と取り扱いをした者に五両払い、これ以上の出金はできないと主張していた。これに対し、齊右衛門は郷宿長四郎を通じて、その条件では納得できないという新太郎の意見を聞いた上で、高山陣屋に赴き、新太郎に直接金が渡つてい

ないのでは「内済ニも不成、誠新太郎不承知ニも有之候切」という言葉を役人から引き出している。このように、今までには新太郎は承知できないであろうとする、新太郎側に有利な役人の言質を取つた上で、齊右衛門・郷宿長四郎の両者は、ただちに吉兵衛の代人貞元との交渉に臨んでいる。

一吉兵衛代貞元呼出、金五両新太郎方へ差出申候義不相成候而、御理解の趣も有之候ニ付、取扱候方へ差出申候人と角立候而ハ不宜候間、出金いたし候得共何レヘ相成候而も同様に存られ候事故此段勘弁いたし、証文も有之候事故無念の方へ差出候と相心得、彼是名目相付候而不治の□□候間、新太郎方へ差出同人方より証文相返申候様、
済口証文ニ相認双方内得可仕段申渡候

貞元申立候は右の段吉兵衛へも申聞度奉存候間、暫猶予願出候間聞届遣ス、貞元吉兵衛へ申聞候処、御理解も有之候ニ付、此上は勘弁仕、如何様共いたし申候段申候処、長四郎へ右の趣申聞候処新太郎ニも御理解恐入勘弁仕如何様とも可仕段申候様ニ而一件事済ニ相成、（後略）

このように、役人の言質を取つた上で臨んだ話し合いによって、前日までかたくなに内済を拒んでいた相手方吉兵衛の姿勢を軟化させている。すなわち、役人の意見が新太郎側に傾いていることを示し、これを交渉材料の一つとすることにより、内済へと導いていることがわかる。

これらの事例からわかるように、議定書や内済証文といった明確な判断基準がない場合においても、扱人は双方が合意可能な条件を提示し、あるいは、役人の言質をとるといった手段により、内済に応じない場合には自己に不利益な結果が生じるということを当事者に悟らせるなどの交渉技術を駆使していたのである。

第三節 法廷技術

江戸時代の訴訟では、訴訟当事者が老人や幼年者のように訴訟能力を欠くと思われる者である場合、本人とともに出廷し法廷で補佐する差添人⁽²⁹⁾が認められることがあった。差添人の資格については必ずしも明確ではないが、公事宿の主人や下代がこの役割を果たすこともあつた。

また、法廷では公事宿は当事者に對して助言をなすこともある。本来は江戸幕府法においては原則として本人訴訟主義であったといわれ、訴訟の代人が許されるのは一定の条件のもと本人病気の場合などの事由が存在する場合に限られていたようであるが、訴訟当事者は病氣と称して公事宿・公事師を出廷させる例も見られた。

（前略）星野様被仰候。夫ニ何ニ記録事ニよれハ年月日迄も不覺してハ難相成候もの相談有無程之事何記録可入哉何レ共サア答ろと被仰候得共、兩人共返答出来不申少時移り、星野様宿を御呼被仰候は両人共甚不埒千萬成やつら、あの通申立候事成ハ其何んては帰さない、不便なる事しや、宿よりとくと申聞セ、腰かけへ下る間、能申含メ直ニ出るト被仰、少時中座被仰付候。

この史料⁽³⁰⁾は、寛政元年（一七八九）、美濃国本巣郡見延村における紛争における、評定所での尋問の様子を描いたものであり、この際白洲に公事宿も出廷している。この中で、評定所留役⁽³¹⁾であった星野鉄三郎は公事宿に對して、内済を成立させるように勧めている。⁽³²⁾この事例においては、評定所留役である星野が主導的に審理を進めていくが、

訴訟の際、法律専門職的職業に従事していない庶民は、公事宿や役人との間でのやり取りを聞き、それに単純に従つていたばかりではない。

以下に紹介する事例は文化一〇年（一八一三）、美濃国加茂郡川辺村にて起こった事例である。^⑤ 事件は長年村の庄屋役を務めていた官兵衛が村方多数の者の意見により退役を迫られたことに始まる。この意見を受けた官兵衛は、高山陣屋の出先機関であり管轄の役所であった下川辺役所の許可を得た上で、一年という期限を切って庄屋役を与次郎衛門に譲った。しかし、約束の一年が過ぎても与次郎衛門は一向に庄屋役を退く様子がないため、紛争へと発展したのである。官兵衛は、以前にも郡上郡の七村の代表から、村入用の使用に際して、不正を働いた疑惑を抱いたとして、割元の退任をせまられた経緯もあり、必ずしも村人の信任を得ているとは言えない状況であった。そのような状況の中、川辺村の庄屋退役の時の様子について、官兵衛とそれを支持する百姓（常右衛門・善蔵・七右衛門・加右衛門・金十郎）は以下のように受け答えている。^⑥

其方共願之義ハ官兵衛ニ庄屋為致度候哉

全以^{御答}テ左様之義御座無候、先達官兵衛退役之節、後役与次右衛門壹ヶ年限頼置候処、夫成今以相勤居候処、約速^⑦

通相違いたし候処、殊ニ以テ其節御役所へ差上置候証文と間違候ニ付、奉願上候と申上候

乍去村役元成と有にせよ、して又官兵衛儀ハ何ヶ年庄屋役いたし候哉

私儀拾貳年相勤申候と申上ル

其以前は誰レと御尋

私親喜右衛門相勤申候

其以前ハ

私祖父喜六と申上候

左様なら其方ハ何故退役いたし候哉と御尋

私儀何の訳も無御座候、村方より暫休役致呉候様申聞候ニ付、退役仕候と申上候
よしよし先腰掛ニ下り居候様被仰付奉畏候、腰掛けへ扣居候処、又々私召被出村役人ハ呼ニ遣候得共、しばらく間
も可有之候間、皆々引取可申旨被仰付候間、一同引取申候

この中で、官兵衛は自分の家が代々庄屋役を担ってきたこと、特に理由は無いが村方の要請もあって「暫」庄屋
役を休んでいると述べている。この後、双方の関係者が下川辺役所に呼び出され、対決に及ぶことになる。

服部平十郎様御吟味御尋之趣

其方共此度願は官兵衛ニ庄屋いたさせ度候哉

全以テ左様之義ニハ無御座候、先達て官兵衛退役之節、後役与次右衛門・圓右衛門相頼候ハ、当午より来未三月
まで壹ヶ年限相頼、則村方一同連印を以奉願置候処、退役ニも不及、夫成るニて両人共村役いたし居故、先達差
上置候証文ニ拠申候故御願申上候

官兵衛儀ハ庄屋いたし度届ニ候哉

イヤ私とても庄屋役届候儀ハ無御座候、五人之者申上候通、先達証文と相違仕候故、難御役奉存候
又与次右衛門義ハとうでも庄屋致度候哉

ハイ私儀全以テ左様之筋無御座候、小前より相頼候故無拠相勤罷在候

然共未三月切相極メ為之義、不沙汰ニいたし候ハ其方無念と申物、又五人之者も未三月、御役所へ相願候得は、宜敷ニ是迄差延候儀、是又不念と申物

左様でござり升、右未三月庄屋役退役之旨申出候得共、外ニより入札ニも不及故、是彼レ延引ニ相成候間、無拠右之仕合ニ御座候

始めは、下川辺役所の役人である服部平十郎によって、庄屋役を勤めたいのかという質問に対し、官兵衛は、与次右衛門が退役の期限がすぎても庄屋役を退かないことを、また与次右衛門は小前の者たちから頼まれたとのみ主張し、双方とも庄屋役を積極的に勤める意志はないと言え、この段階では、役人主導の審問が展開されている。ところが、証文について服部が言及すると、事態は一変する。

なる程先証文ニも未月限ニ有之ハす

七右衛門申上候ハ、乍恐何卒先証文一遍ん、御読聞被下置候様と被申上候

右御読聞被下置候ニ

乍恐右証文奥書御座候、小前惣代久七と申儀、一向存不申と申上ル

左様なら其方共此証文此度始て拝見するか

左様に御座り升、右証文面之内ニ、百姓代役之義認メ候事、一同覚不申
是ハはりか（貼り紙）ミニて書入有之と御申被成候事

(そ) されで御さり升、前文二三役名前御座候て、尻ニ兩人共正路実躰成者と御座候得は、いつれか老人ハ不実之者ニ
御座候と申上ル

与次右衛門此はり紙はその方かと御尋

与次右衛門御答
是ハ本間佐治右衛門様被仰付、其方共印形斗ニて宜敷と被仰候故如此
官兵衛口上

たとへ本間佐治右衛門様被仰付候共、此方共へ不沙汰ニ書入候事、難其意と申候ニ付

是ハ与次右衛門其方不念之筋、わるい事ハわるいと申かよし

話題が証文になつた際に、証文に付けられている奥書について官兵衛側の百姓七右衛門は疑義を呈している。すなわち、貼り紙によつて追加されている奥書について官兵衛側は一切知らないとの主張を行つてゐる。それに対して、与次右衛門側は貼り紙については自身が行つたということを認めた上で、以前下川辺役所の役人であつた本間佐治右衛門がそれに印形をすればそれでよいと言つたとして、反論してゐる。これについて官兵衛は、たとえよいと言つてゐたとしても、こちらに断りもなく書き入れたことが納得しがたいと主張したのに統いて、服部平十郎も奥書に付けられた貼り紙に關して咎めている。

五人之者申出ハ

久七儀上様の印形等いたし候者ニ御座候得は、甚以難其意得と申

久七答
是ハ本間佐次右衛門様御咄ニ被遣候故、何事と存參り候処、御文言御読聞、是ニ印形いたせと被仰付候故、印判差上夫より引取り、村方へひろう仕候と申

五
イヤ拙者共一同不承と申

是ハ申たかり証拠無之故、きかなんたといはれハ致方も無御座候と申

官兵衛
其節當役ハ与次右衛門、貴様宅ニテ村方へひろういたしたか、どうじやと申
与次右衛門

イヤ壱兩人ニも申たかと申

官兵衛
あれ御聞下さりませ、当役与次右衛門方へひろういたさす旨申候得は、全久七偽りニ御座候と申

続いて論点は、証文の披露がなされたか否かに移っていく。小前たちの惣代であった久七は確かに披露したと主張するものの、与次右衛門は官兵衛に問い合わせられると「壱兩人にも申したか」と主張に不明確な点が出てくる。この段階において、役人はほとんど話に関与しておらず、議論は百姓たちの間で行われている。官兵衛による追及が一段落したところで、再び服部平十郎主導による審問が継続されることになる。

それを吟味すれハ双方へきうめいたし、石でもたかせねハならぬ、夫よりハ只今未の三月と心得、早々退役いたし後役取極よ、立て庄屋はかり

官兵衛
ハイ三役共右之通りニ御座候、百姓代傳右衛門儀も、去冬取極入札落札ニ相成候節、傳右衛門にして断申候得共、
いつれニも来三月迄、相勤御座候様申候ニ付、則相勤候得共、是以右之姿ニ御座候

左様ならハいつれ三役共早々退役可致候て、村方一同熟談之上、後役之儀ハ入札とも可致か、又ハ官兵衛へ亥年差戻候て、来春後役取極可申や、是等之処と相談之上和熟いたし可申候

官兵衛
御利害難有存候、乍去先証文ニ暫クと書上置候得は、私へ亥年も差戻し可申儀款と奉存候と申上ル

成程そのような物なれと未三月、官兵衛へ差もとそうと申儀ハ無之暫と申候、壱年も暫(れば)五年十年もしばらく、是はさいげんも無之故、夫よりハ先ハ本とをニしらへ、早々後役取極早々申出へく候

論説

服部平十郎は、真相を究明するならば「右でもたかせねハならぬ」と牢問を科すことを口に出して脅しながら内済を勧める。残るはいつから庄屋役を交代させるかという問題についてであるが、この件に関しては「暫」という言葉の解釈をめぐっての争いが残る。官兵衛は一年の約束で庄屋役を退いたのであるからその期限が過ぎれば与次右衛門が退役して官兵衛に役を差し戻すべきであると主張する。一方で、与次右衛門は証文の文言には「暫」とあつたことを盾にして、庄屋役を譲る気配を見せない。結局、これでは際限がないから早々に後役を決めて内済すべきであると服部が述べ、審理は終了する。

法廷での審理の様子といえば、「徳川時代の民事裁判実録^[4]」が有名であるが、本史料からも役人による審問や当事者の弁論がどのように行なわれたか、という様子がよくわかる。まず、役人が双方に庄屋役を勤めたいのかと質問したのに對し、兩人はその様なことはないと答えながら私欲のための申し出ではないことを強調する。次に、与次右衛門側から証拠として差し出された証文に論点は展開していく。ここで問題となつたのは主に以下の三点である。

第一の問題は、証文の中で百姓代について認めたとする貼り紙についてである。これに関して官兵衛側は全く覚えが無いというのに対し、与次右衛門は以前役人に認められたやり方であることを根拠にして反論しているが、退けられている。

第二の問題は、就任が披露されていたか否かという点である。これに関しては小前の惣代である久七は披露した

というものの、官兵衛側の者達のみならず当の与次右衛門ですらほとんど披露はしていないと語る。ここで注目すべきなのは、この話題を取り上げたのは役人ではなく百姓である七右衛門であるということである。確かに証文の話を始めたのは服部平十郎であるが、その後、奥書に注目して弁論を展開させていくのは庶民の側である。このように、法廷においても、役人が尋ねたことに対し、受動的に受け答えをするだけではなく、自分たちの立場を有利にするため、積極的に弁論を展開することが出来たのである。

その後、審理は「暫」という言葉の解釈をめぐっての第三の問題にうつる。これは、証文上の文言を根拠にして弁論を展開している点が注目される。これは何が証拠として採用されるかのみならず、どのように解釈すれば訴訟における自らの主張を強化できるかを意識して取り上げている問題であるからである。官兵衛側の百姓七右衛門による証文の奥書に関する疑義を受けての、官兵衛の「当役与次右衛門方へひろういたさす旨申候得は、全久七偽り二御座候と申」という発言は、相手の証拠能力を弱めることを意図してなされているのである。

また、右のような弁論技術に限らず、訴訟当事者の不利益が発生しそうになった際には、それを回避する、いわば法廷戦術を用いることもしばしばあった。

一辻屋卯兵衛組嘉吉より細越村傳兵衛へ相懸り候小作米滯出入一件、双方御白洲被召出候而、御懸り谷津様より先達而申聞置候済方の懸合ハ如何いたし候哉の旨御尋被遊候ニ付、嘉吉より申上候は、乍恐口上書を以奉申上候而書付差上候然ル処德兵衛へ被仰聞ハ、是迄拾ヶ年も等閑ニ致置候而願高式拾六俵の処へ當米壹俵差入跡ハ長年賦ニいたし吳候様の済方、あまり勝手の筋と申すものニ而相当の済方も可有之候処、右体の儀を申立候ハ畢竟可済所存無之と申すものニ而其由申事と相見候、四反余の田地ニ候ヘハ御年貢相納候跡ニ而も、米の四俵や五俵は可

有之事ニ候へ共、其方の了簡は拾ヶ年も等閑ニ致置候而、此節ニ至り了簡□案の可有之事相見不済候も不苦心得居候事ニ思ひ候得は□願高式拾六俵滯の処へ当米壹俵杯申立候ハ余りとや我意を申立候、弥右体の済方より外無之と申事ニ候得ハ、無余儀双方申立の儀取調理吟味詰の上沙汰ニ及候間、否相答候様被為仰聞徳兵衛答候ハ、何卒御威光を以御済被下候様願候ニ付、右の儀ハ外のもの申立候口上ニ而其方より可済と心得候而相当の儀を申候ハゞ、嘉吉方ニ而も勘弁は可致趣申事ニ候、然は其方成丈ケ相勵相応の済方実意を以才覚勘弁頼入候時ニは訴訟方ニ而も得と勘弁難見候と申立候事ならずや、然ルニ右の通我儘申立候上ハ吟味詰相願候事哉、右吟味中郷宿ニ居候而ハ飯料ニも余程相懸旁以難儀の筋ニ相心得候ニより、利解申聞候得共、不聞入候而我意申募候上は吟味詰を相願候心得や、又は折入而訴訟方へ済方の懸合ニ可及ぶ哉両様の答いたし候様被為仰聞候処、いづれ御下ケ相願候得共、御聞居無之、左候ヘハ腰懸迄下ケ被下遣候間、得と懸合申遂候而否可申出旨被仰聞候

一郷宿玉屋伊兵衛辻屋卯兵衛兩人より申出候ハ、何卒御下ケ被下置候様御願申上吳候様申事ニ付、御懸り様へ其段御願申上候

於御白洲被召出候而、徳兵衛先刻より追々為申聞候義を弁へ訴訟方へ相勵才覚いたし候上懸合可申所存ニ候哉、

左候ハゞ今日の処は下ケ遣候様町年寄よりも申立候間、得と懸合申置候而済候様可致候否明日申出候様被仰渡候

右の史料は、文政元年（一八一八）九月六日、飛騨国高山式之町村の嘉吉が、細越村の徳兵衛に対して返済が滞つた小作米の返還および質流れした土地の明け渡しを請求した際のものである。嘉吉は、同日に口上書を提出しており、本史料はそれに続く白洲での様子を描いている。それによると、徳兵衛からの嘉吉に対する申し出に関して、高山陣屋の手附である谷津信兵衛は、長年かまわなかつたにもかかわらず、今になつて五十ヶ年賦での返済を申し

出るとは、考え違いも甚だしく、我意を通して沙汰を待つか、もう一度内済を行うのかの判断をせよ、と命じられ、内済の曖昧人であった郷宿の玉屋伊兵衛と式之町村の組頭辻屋卯兵衛は、日延を申し出ている。九月十日には、徳兵衛により流地となつた田地に作付けされた農作物をそのまま嘉吉が受け取り、嘉吉が年貢などの負担をした上で、残りを小作米の滯つてゐる分に充当するということで内済の条件が整つた。⁽⁴³⁾ 済口証文は場所の確認をしてから提出する旨の許可をもらい、嘉吉の代人が確認に向かうと、徳兵衛が申し出ている場所と済口証文に書かれている場所とが異なつてゐることが判明した。⁽⁴⁴⁾ そのため、九月十五日、嘉吉は再度高山陣屋へ土地の引き渡しと滞つてゐる小作米の返還を訴え出た。これを受けて内済を頼みに来た細越村の名主と組頭に対し、辻屋卯兵衛は、「何連二も判形のもの共得と示談の上可済事ニも候ハゞ、何卒相済申度ものニ候得共、嘉吉存意のほとも如何可有之哉」と内済にしたいが、嘉吉の考えがどうかはわからないと述べている。その後、両当事者および玉屋伊兵衛、辻屋卯兵衛が白洲に呼び出され、取り調べを受ける中で、問題の土地が重質に入つていてることが分かり、⁽⁴⁵⁾ 状況は徳兵衛にとって極めて厳しいものとなる。形勢が徳兵衛に不利になると見るや、玉屋伊兵衛、辻屋卯兵衛はただちに再度の日延を申し出る。そして、交渉を続けた結果、十月三日内済が成立することとなる。

差上申済口証文之事

大野郡高山式之町村嘉吉より同郡小八賀郷細越村徳兵衛相手取小作米滯出入御訴訟奉願上、双方召出追々吟味ニ相成奉恐入左の両村役人并郷宿立入訴答え異見差加え内熟仕候趣意左ニ奉申上候

一米式拾六俵 小作滞米御願高
内

米三俵　此度当米差入嘉吉請取申候

米拾五俵　来卯年より巳年迄拾五ヶ年の間毎年十月限ニ米壹俵ツツ差入候予定

残

米八俵　此度嘉吉勘定用捨仕候

右件の済方を以小作米一件熟談内済仕候、然処先達而流地ニ仕候御田地合反三反九畝五歩の内、式反六畝式歩此度相改嘉吉請取の儀ニ而、壹反三畝三歩困窮の徳兵衛百姓為相続の嘉吉格別の勘弁を以、用捨仕本人徳兵衛ハ勿論判方のもの迄嘉吉勘弁の段忝奉存候、然上ハ右一件ニ付重而出入ケ間敷義、曾而申上間敷候間、御吟味是迄ニ而御下ケ被下置度訴答連印の済口証文奉差上候如件

文政元寅年十月

高山式之町村

訴訟人　嘉吉

小八賀郷細越村

相手方　徳兵衛

高山式之町村組頭

辻屋

卯兵衛

細越村名主

吉十郎

伊兵衛

高山御役所

高山郷宿　玉屋

伊兵衛

右一件於御白洲双方共御召出内済の旨、御直御聞済被有之

ここで内済の条件を見てみると、小作米に關しては、三俵はすぐに受け取り、十五俵は翌年からの十五ヶ年賦での支払い、残り八俵は免除してもらっている。また、土地に關してもすべて取り上げられるわけではなく、三反九畝五歩の内、二反六畝二歩のみ提供し、残りの一反三畝三歩については引き続き所持できるという譲歩を引き出している。九月六日の口上書（44）の中では「不実意不安心」と書かれ、証文に書かれている土地の食い違いがあるなど信用を失っている徳兵衛にとっては、十分な内済条件を引き出したといつてよいであろう。この条件を引き出したのは、郷宿玉屋が形勢不利と見るや日延べを願い出た上で、その後根気よく説得工作に当たったからこそである。

このように、相手方の提示する証拠の証拠能力を低下させて自己の立場を有利に導き、自己に不利な形勢の際には、白洲での審問を延期することで体勢を立て直すといった法廷における技術を、庶民が用いていることがわかる。これらの事例では、庶民が法廷においても、弁論技術を用いていることを見て取ることができる。

以上見てきたように、庶民が紛争解決にあたって、文書作成の段階、交渉の段階、法廷における審理の段階と様々なる局面において、自己に有利な結論が出るために法的技術を駆使していることがわかる。これらの技術は、法的知識として共有されていくことになるが、それについては、次章にて検討する。

(1) 小早川欣吾『増補 近世民事訴訟制度の研究』（名著普及会、一九八八年）、二七七～三四二頁。石井良助『続近世民事訴訟

法史』（創文社、一九八五年）、三一～四九頁。

高山市郷土館所蔵。

(2) 町年寄日記研究会編『町年寄日記 卷一』（町年寄日記研究会、一九八八年）、八頁。

(3) 同前、八頁。

(4) 同前、四一頁。

(5) 同前、四二～四三頁。

(6) 同前、四三頁。

(7) 同前、一七四～一七五頁。

(8) 加藤歩簫編『紙魚のやとり』（大衆書房、一九七〇年）、二四八頁。

(9) 『町年寄日記 卷一』、三三九～三三〇頁。また、加藤前掲『紙魚のやとり』、一五一～一五二頁には、この事例の済口証文が収録されている。

(10) 神岡町史編纂室所蔵「牛丸正信家文書」「萬日記」弘化三年。

(11) 例え、神岡町編『神岡町史 史料編下巻』（神岡町、一九七六年）、一〇三三頁の史料によると、押上屋は、北沢家が富山藩村役人へ金を貸す際の立入人を務めている。

(12) 高山市編『高山市史 上巻』（高山市、一九五二年）、一二七四頁。元締とは、高山陣屋の手附の中での首席舎の呼称である。

(13) 前掲『神岡町史 史料編下巻』（神岡町、一九七六年）、一〇五四頁。

(14) 同前、一〇五六～一〇五七頁。

(15) 前掲「牛丸正信家文書」「萬日記」嘉永四年。

(16) 前掲『神岡町史 史料編下巻』一〇六五～一〇六六頁。

- (18) 前掲「牛丸正信家文書」「萬日記」嘉永四年。
- (19) 大平祐一「内済と裁判」（藤田覚編『近世法の再検討』所収、山川出版社、二〇〇五年）、二〇〇頁。
- (20) 前掲『町年寄日記 卷一』、一七七頁。
- (21) 同前、一八〇頁。
- (22) 同前、一八一頁。
- (23) 『町年寄日記』の中に、この一件に関する内済証文は収録されていないが、この後、両者による紛争があつたことも記載されていない。証文が郷宿によつて作成されたため、控が町年寄日記の中に収録されなかつたのはなかろうか。
- (24) 前掲『町年寄日記 卷一』、一七〇頁。
- (25) 同前、二三六頁。
- (26) 同前、二三六～二三七頁。
- (27) 同前、二三六～二三七頁。
- (28) 小早川欣吾『増補 近世民事訴訟制度の研究』（名著普及会、一九八八年）、二二九頁以下。小早川氏は、差添人は訴訟を補佐する「一般的差添人」と内済が成立せず、訴訟が提起される際に町村役人が手続上必要な行為として付き添う「手続上必要的差添人」に区分される、とする。ここでは、差添人の用語は一般的差添人の意味で用いる。
- (29) 同前、二三〇頁には、「訴訟当事者と差添人が同一支配管轄下にある者であることを要件とするか」という問題に関して「手続上必要的差添人に対しても常に当事者の町村役人たることを要件とした」のに対し、一般的差添人に関して「支配違の者を差添人とする事を禁じてはいらない」とあり、公事宿・公事師が出廷することも十分考えられる。
- (30) 南和男「江戸の公事宿」（『國學院雑誌』六八卷一・二号、一九六七年）、一七七頁。また、公事宿が町村役人の代わりに出廷したことにつき、これが制度的になされたものであるか否かについては争いがある。以降で「御呼出之節、江戸宿并町役人

迄も附添罷出候ニ付五人組家主江は昼食為遣候ニ付、自ラ入用も相掛り旅人迷惑」という町役人の差添廢止の願書が受理されたと述べる。それに対し、服藤氏は「近世民事裁判と『公事師』」(大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』所収、有斐閣、一九八四年)、三六七頁以降で①町村役人の参加による内済の推奨②差日の確實な出頭の保障③判決の確実な執行の保障を理由として制度的に町村役人が出廷しないことを認めることがありえないと論じる。しかし、この三つの理由は町村役人の出廷が望ましい理由ではあるものの、代理人を置いてはならない理由とはならず、実際に町村役人が出廷しない訴訟があることは服藤氏も認めるところであり、南氏の主張の方が妥当であるように思われる。

(31) 小早川前掲『増補 近世民事訴訟制度の研究』、二〇五頁以下には、原則として借金銀出入についての出訴において、同居している親類など当事者との間に一定の身分的関係がある場合や訴訟人が多数にわたる場合に代人として出廷が認められたことが記されているが、他方で訴訟の趣旨・内容が軽微な場合に差添人として他国の者を出廷させることは法の禁じるところではないもあり、公事宿・公事師が代人として出廷することも可能であったと思われる。

(32) 「松平右京亮御白洲御吟味書」(春原源太郎編『近世庶民法資料 第二輯 訴訟事件の記録』所収、法学博士春原先生還暦記念出版会、一九六七年)、五七頁。

(33) 同前、解説。

(34) 中田薰『法制史論集第三巻』(岩波書店、一九四三年)所収の、「徳川時代の民事裁判実録」などにも、内済を勧める役人の姿が描かれている。

(35) 川辺町史編さん室編『川辺町史 史料編上巻』(川辺町、一九八四年)五三三～五四二頁。

(36) 川辺町史編さん室編『川辺町史 通史編』(川辺町、一九九六年)五三三～五四二頁。

(37) 八幡町編『郡上八幡町史 史料編幕府領、旗本領地方史料』(八幡町、一九八七年)、二八五頁～二八七頁。

(38) 本史料のほかの記載に加右衛門というものは登場せず、内済の際の連印にもその名前はない。一方、官兵衛の支持者として

彼を助ける者の中に嘉右衛門という者がおり、加右衛門は嘉右衛門のことと推察される。

(39) 川辺町史編さん室編『川辺町史 史料編上巻』（川辺町、一九八四年）五三四～五三五頁。

(40) 同前
五三五～五三八頁。

(41) 中田前掲『法制史論集 第三巻下』、七五三～八三二頁。

(42) 町年寄日記研究会編『町年寄日記 卷二』（町年寄日記研究会、一九八九年）、八九～九〇頁。

(43) 同前、九二頁。

(44) 同前、九八頁。

(45) 同前、一〇〇頁。

(46) 同前、一〇〇頁。

(47) 同前、八七～八八頁。